

北上市に お住まい・住む予定の方へ

ご自宅に **太陽光発電システム** 等を

設置しませんか？



北上市住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金

北上市は、再生可能エネルギーの普及と地球温暖化防止のため、住宅への太陽光発電システム及び蓄電システムをセットで設置する場合の費用補助をしています。

1 補助対象

太陽光発電システム及び蓄電システムをセットで設置する場合の設置費用

●太陽光発電システム

- ・住宅への設置(店舗/事務所等との併用住宅も可)
- ・発電出力が10kW未満で、新品設置に限る。
- ※地上、倉庫、カーポート等への設置は対象外。

●蓄電システム

- ・定置用で太陽光発電システムと併設するものに限る。

2 交付額

設備区分	条件	補助金の額(※)	限度額
太陽光発電システム	新築住宅に設置する場合	発電出力1kWあたり2万円	19.8万円(9.9kW)
	既築住宅に設置する場合	発電出力1kWあたり3万円	29.7万円(9.9kW)
蓄電システム	—	蓄電容量1kWhあたり2万円	20万円
1件あたりの上限額			49.7万円

※ 補助金の額は千円未満切捨。発電出力と蓄電容量は小数第2位以下切捨

その他詳細は裏面をご覧ください

3 申請できる方

- ・ 市内に住所を有し、対象設備を設置する住宅に居住している方
※居住予定の方も居住見込みとして補助金申請ができますが、補助金請求までに住所異動が必要です。
- ・ 申請時に本人及び世帯員が市税を滞納していない方

4 申請から交付までのながれ



5 必要な書類

申請の時 (A)	請求の時 (B)
<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付申請書（様式第1号）・ 対象設備の仕様がわかる書類（カタログ等）・ 対象設備の設置に係る見積書の写し・ 現況の写真・ （新築）建築確認申請書及び建築確認済証の写し・ 住宅付近の見取図・ 対象設備の設置位置が分かる書類・ 本人及び世帯員全員の市税を滞納していないことがわかる書類（市外から転入する者を除く）・ 世帯全員の住民票 ※コピー不可・ その他市長が必要と定める書類	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付請求書（様式第2号）・ 振込口座確認書または通帳の写し（本人名義のもの）・ 対象設備の仕様がわかる書類（申請時と異なる設備を設置した場合）・ 対象設備設置に係る支払いが確認できる書類（領収書等）・ 対象設備の設置状況がわかる写真・ 電力受給契約確認書の写し・ 住民票（申請時と住所が異なる場合）※コピー不可・ その他市長が必要と定める書類

※1 事業の内容によっては、追加の添付書類を求めることがあります。詳しくは環境政策課へお問い合わせください。

※2 様式は環境政策課の窓口で配布しているほか、北上市ホームページからダウンロードできます。

6 注意事項

- ・ 本補助の対象は**北上市内に事業所を有する施工業者が施工するもの**に限ります。
※市内に事業所を有する会社のグループ会社が施工する場合、その会社が市内に事業所を有しなければ対象外となります。
※ここでの施工業者とは、お客様が代金を支払う業者のことです。
- ・ **対象設備を設置する前に**補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。設備設置後は補助金申請できません。
- ・ 補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りです。

7 令和7年度申請期限

令和8年2月27日（金）まで

※令和8年3月末までに工事を完了（新築の場合、居住）の上で補助金を請求できるものに限ります。

※申請状況によっては期間内に申し込み受付を終了する場合があります。

8 申請窓口・お問い合わせ先

北上市生活環境部環境政策課環境係

住所：〒024-8502 北上市上江釣子17地割201番地2 TEL：0197-72-8281

FAX：0197-77-3591 Mail:kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp

